

## 平成22年第2回住居表示整備審議会

### ◇ 日時

平成22年7月26日（月曜） 午後2時00分～午後3時30分

### ◇ 開催場所

小平市役所 3階 庁議室

### ◇ 出席者

住居表示整備審議会 委員16名（欠席 竹内委員）

事務局 市民生活部職員 5名 傍聴者 3名

### ◇ 会次第

- ・ 開会
- ・ 審議（諮問内容について）
- ・ その他
- ・ 閉会

### ◇ 配布資料

- ・ 住居表示に関する法律

### ◇ 会議録（要録）

以下の記録は、事務局により要旨を編集したものですので、発言の微妙なニュアンス等が表現されていませんので、ご了承ください。

本要録中の諮問内容（1）～（4）については、

- （1）「平成24・25年度に実施される町区域の変更及び新設について」
- （2）「新設される町区域の名称に関する基本的な基準について」
- （3）「街区の起点について」
- （4）「実施時期について」

である。

### 1. 審議（発言の要旨）

#### 【会長】

前回、町の区割りについて事務局案が提案された。事務局では町の区域が変わる地域に対して、どのように説明会を実施したのか、また、どのような意見が出されたの

か報告されたい。

**【事務局より説明】**

説明会への参加人数、出された意見などについて報告。

**【会長】**

ただいまの報告に対する質問及び諮問内容（１）から（４）に対する意見等があれば発言されたい。

**【委員】**

説明会での質問に対しどのように、回答したのか。

**【事務局】**

新町名については未定。通学区域は変わらない。住居表示の実施時期は今までは 10 月 1 日に実施してきた。

名称に関しては現在の町名を存続したい、変更を希望する両方の意見があった。一丁目、二丁目がすでにある地域の住居表示実施に際しては、まったく町名を変えないというのは難しい。ある程度の年月の間では町名変更があることは了解してほしい旨説明した。

**【委員】**

法人の住所変更にかかる費用助成についてはどのように考えているか。

**【事務局】**

費用助成は考えていない。住居表示実施までに間があるため、印刷物の調整等により対応願いたい。

**【委員】**

説明会への参加人数の評価についてはどう考えるか。また、以前住居表示を実施したときには新旧対照の名簿と地図が配布されたが、今回も配布されるのか。

**【事務局】**

今回対象となる世帯については全戸に案内をし、複数回説明会を設けているため、ある程度フォローはできていると考える。また、現在は住居表示の新旧対照名簿は非開示の資料としている。どのような資料を配布するかは検討課題だが、名前を入

れない新旧対照表を全世帯に配布することなどが考えられる。

**【委員】**

天神町一丁目と花小金井六丁目の境は難しい地域のようなのだが、何か意見は出されているか。この地域は昔、用水で境を分けていたと聞いたが、自治会などはどのようになるのか。また、この機会に東久留米市との境も整理できないか。

**【事務局】**

今までどおりがよいという意見とそうでない意見のどちらか一方的ということはない。住居表示は個々の住所の表示を変えるだけのものであり、学区や選挙区を変えるものではない。自治会など今までのつながりも大事にしてほしい。東久留米市境については問題の大きさが違うため、住居表示と一緒に扱うことはできない。

**【委員】**

天神町一丁目に住んでいる。長くそこに住んでいる人たちの愛着は強いものがある。説明会ではそれほど強い意見はなかったのか。

**【事務局】**

特段、強い意見はなかった。

**【委員】**

市が実施した説明会以外に地元委員が情報収集したことなどがあればお話を聞きたい。

**【委員】**

花小金井六丁目に住んでいるが、天神町との町境がどこかわからない。自治会には5世帯しか加入しておらず、他の地域と合併したらどうかとの問合せがあったが、現状維持になっている。また、地番表示は番地が飛んでいて非常にわかりにくいという現状がある。

**【会長】**

説明会はあと何回か。

**【事務局】**

合計4回である。

**【会長】**

説明会の結果は8月3日の審議会の折に報告できるか。

**【事務局】**

可能である。

**【委員】**

諮問内容（1）から（4）について

（1）については、昭和52年の学園西町から街区方式で実施しているため、この方法によることで調和が取れる。事務局案による町の規模は実施基準におおよそ適合しており、妥当性がある。8月3日の現地調査により確認していきたい。

（2）については地域住民の意向が最優先である。町の歴史的、伝統的なこと、さらに住んでいる人の愛着も十分に尊重されて、現行町名に冠をつけることなどが考えられる。また、本審議会の特色として、従来の実施区域と異なり、まちづくりの視点から実施するものであり、町の区割り、名称の基準に関しては十分に検討することが必要である。

（3）については、過去に行った住居表示と同様、実施基準に基づいて街区の基点を定めればよい。

（4）についても、かつてより市制施行記念日である、10月1日に実施してきたため、同様に10月1日が適当である。

（1）から（4）のうち、（3）、（4）については、先に決定し、（1）、（2）については8月3日の現地調査を経て決定するという方向でいかがか。

**【会長】**

（3）、（4）について確認されたい。

**【委員】**

今回の住居表示の実施区域は広い。事務作業上、10月1日とすることは問題ないか。

**【事務局】**

（3）に関しては、どの町とも同じ基準で実施したい。（4）に関しては会計年度のちょうど中間にあたり、他の業務に影響が少ないため10月1日が適当である。

**【会長】**

(3)、(4) について提案のとおりでいかがか。

**【委員全員】**

異議なし。

**【会長】**

8月3日の現地調査について、説明されたい。

**【事務局】**

事務局より現地調査のスケジュール、ルートについて説明。

**【委員】**

青梅街道から七小通りを北上し、西武新宿線の踏切で左折するとき、マイクロバスで通行可能か。

**【事務局】**

交通規制の範囲であり可能と判断した。

**【委員】**

新しい町名に関してはどのように決まるのか、以前住居表示が実施されたとき郵便局からはがきが数十枚届いた。法人の住所変更に対し何らかのサポートはできないのか。

**【事務局】**

市長から諮問を受け、審議会で審議での議決をもって決定する。過去の住居表示では、郵便局から提供を受けた住所変更のはがきを一般、法人ともに各世帯50枚ずつ配布した。

**2. その他**

次回の現地視察、審議会は8月3日(火)に開催する。